

参考図書「閲覧設計書」に表示される特殊コードの意味

閲覧設計書（工事費内訳書（金抜））には、表1に掲げる特殊コードが表示されることがあります。

これは、このコードと次に現れる工種（最後の工種の場合は、「** 直接工事費 **」）の間にはさまれた工事価格（以下「該当額」といいます。）については、特別な諸経費計算をしていることを示しています。

表1 特殊コードの種類

* 産業廃棄物処理費 *
* 処分費（伐開、除根等） *
* スクラップ費 *
* 諸資材費 *
* 支給品費（一般材料費・電力） *
* 桁購入費 *
* 官貸額 *
* 支給品費（桁等購入費） *
* 諸資材費（共通仮設積上） *
* 材料費（工場製作費） *

図1

費目・工種・種別・細別・施工名称など	数	量	単 位	単 価
* 諸資材費 * 特殊コード				
跳水式V型断面スクリーン据付工 材工共				
樋管工 次に現れる工種				
積込（ルーズ） 埋戻し				

○ 特別な諸経費計算の内容

(1) * 産業廃棄物処理費 *

処分費等（この特殊コードの該当額と、「(2)* 処分費（伐開、除根等）*」の該当額の合計額）が共通仮設費対象金額（直接工事費＋事業損失防止施設費＋支給品費＋官貸額＋準備費に含まれる処分費）の3%を超える場合、または処分費等が3千万円を超える場合は、処分費等は共通仮設費対象金額の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象となりません。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とします。

- (2) *処分費（伐開、除根等）*
 (1)を参照
- (3) *スクラップ費*
 該当額（スクラップ計上金額）を工事価格 から差し引く場合に使われます。
 間接工事費の率対象額とはなりません。
- (4) *諸資材費*
 該当額は、間接工事費の率対象額とはなりません。
- (5) *支給品費（一般材料費・電力）*
 該当額は、一般管理費等の率対象額とはなりません（共通仮設費及び現場管理費の率対象額にはなりません）。
 また、支給品であるため、直接工事費には加算しません。
- (6) *桁購入費*
 該当額は、共通仮設費の率対象額とはなりません。
- (7) *官貸額*
 該当額は、一般管理費等の率対象額とはなりません（共通仮設費及び現場管理費の率対象額にはなりません）。
 また、無償貸与であるため、直接工事費には加算しません。
- (8) *支給品費（桁等購入費）*
 該当額は、共通仮設費及び一般管理費等の率対象額とはなりません（現場管理費の率対象額にはなりません）。
 また、支給品であるため、直接工事費には加算しません。
- (9) *材料費（工場製作費）*
 鋼橋製作工事において、該当額は、工場管理費の率対象額とはなりません。
- (10) *諸資材費（共通仮設積上）*
 該当額は、間接工事費及び一般管理費の率対象額とはなりません。

表2 早見表

特殊コードの種別	直接工事費 計上	共通仮設費 率対象額	現場管理費 率対象額	一般管理費等 率対象額
産業廃棄物処理費 及び *処分費（伐開、除根等）*	○	3%又は3千 万円まで	3%又は3千 万円まで	3%又は3千 万円まで
スクラップ費	○ (減算)	×	×	×
諸資材費	○	×	×	×
支給品費（一般材料費・電力）	×	○	○	×
桁購入費	○	×	○	○
官貸額	×	○	○	×
支給品費（桁等購入費）	×	×	○	×
諸資材費（共通仮設積上）	×	×	×	×
材料費（工場製作費）	鋼橋製作据付工事における工場管理費対象外			